

国民健康保険(国保)の加入・脱退の届け出は済みましたか？

就職して新しく職場の社会保険に加入した人や、退職して職場の社会保険をやめた人は、14日以内に国保の届け出(変更手続き)が必要です。自動的に変更されることはありませんので、必ず手続きをしましょう。



変更手続きが必要な人(別表1) 社会保険に加入した人/今まで国保に加入していた場合は、国保から脱退する手続きを行います。

す。国保と社会保険の両方の保険証を持って、手続きをしてください。

社会保険をやめた人/国保へ加入する手続きを行います。社会保険の資格喪失日が分かるもの(健康保険資格喪失連絡票)を持って、手続きをしてください。そのほか/国保に加入している人でも、子どもが生まれたときや、転出入するときなどは届け出が必要です。忘れずに、手続きをしてください。

国保に加入している場合の保険給付(別表2)

病気やけがなどで受診したときの医療費などが一部負担で済

むほか、医療費の自己負担額が高額になったときや出産したとき、加入している人が亡くなったときなど、別表2に該当する場合は、申請することで給付を受けることができます。

交通事故が原因で保険証を使用する場合

交通事故により負傷したときに保険証を使用して医療を受ける場合は、必ず保険年金課に届け出し、許可を受けてください。 ※飲酒運転や居眠り運転、故意の信号無視などの悪質な法令違反の場合は、保険証を使用できません。

届け出や申請はどこにするの

届け出は保険年金課で受け付けています。出張所の窓口では受け付けできません。

申し込み・問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

【別表2】申請忘れはないですか「国保の主な保険給付」

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合	通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	
妊産婦付加金	妊産婦が、母子手帳の交付を受けた月から出産の翌月までに保険診療を受けた場合	
出産育児一時金	出産した場合	
葬祭費※	国保に加入している人が亡くなった場合 ※葬儀の施主に支給。	

※該当する世帯の世帯主に、支給勧奨通知が届きます。葬祭費は、死亡の届け出をするときに案内されます。

【別表1】届け出は14日以内に「国保の変更手続き」

区分	内容	必要なもの
国保に入るとき	職場の社会保険をやめたとき	健康保険資格喪失連絡票
	転入したとき	転入手続きのときに申し出てください
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	職場の社会保険に入ったとき	職場の保険証と旭市の保険証
	転出するとき	保険証 ※転出手続きのときに申し出てください。
	死亡したとき	保険証 ※窓口での手続きのときに申し出てください。
その他	保険証の紛失・汚損により再交付を受けるとき	届け出する人の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書